破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６号
岩手県一関市赤荻字中条23番地
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１９号
山形市松波５丁目７番３号
債務者　石澤　　弥
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６１号
岡山県浅口市鴨方町六条院中6341番地
債務者　大下　日彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道紋別市落石町３丁目１番地の５
債務者　横内　一康
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第３２号
福島県いわき市平字三倉67番地の８、前住所横浜市西区浅間町５丁目388番地４　クリオ横浜天王町壱番館505号
債務者　加藤　正弘
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３３号
福島県いわき市常磐下湯長谷町野木前52番地の１　市営住宅761
債務者　渋谷　知子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７３号
長崎県長崎市鳴見台１丁目10番17号
債務者　栗原　敏宏
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
埼玉県越谷市蒲生３丁目７番33号　コーポウエタケⅡ105
債務者　籔本　伸吉
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６号
埼玉県越谷市蒲生３丁目７番33号　コーポウエタケⅡ105
債務者　籔本　亜実
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
埼玉県越谷市大字大里596番地
債務者　山本富士子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
埼玉県深谷市人見1520番地３
債務者　正田千代美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０号
新潟県長岡市上沼新田684番地１、前住所新潟県長岡市上沼新田548番地
債務者　遠藤　昇平
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
新潟県長岡市上沼新田684番地１、前住所新潟県長岡市上沼新田548番地
債務者　遠藤　澄江
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
新潟県小千谷市片貝町6834番地１
債務者　安達　正弘
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
新潟県見附市本町２丁目15番12号
債務者　伊藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
岡山県倉敷市真備町川辺830番地、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町川辺1673番地２
債務者　大岡　　修
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
島根県出雲市平田町945番地２
債務者　金築　慶子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部